

佐賀県選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和元年7月2日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選挙時登録の基準日

令和元年7月3日。ただし、年齢については、令和元年7月21日